

## 母性保護規定：有害物の発散する場所における業務

### 環境・健康

有害物の発散する場所における業務についての母性保護規定として、妊産婦等の危険有害業務の就業制限（労働基準法第 64 条の 3）、妊娠中の女性の危険有害業務の就業制限の範囲等（女性労働基準規則第 2 条）、妊産婦以外の女性の就業制限（女性労働基準規則第 3 条）があります。

この危険有害業務についての通達（昭和 23.8.12 基収第 1178 号、昭和 42.9.8 安発第 23 号）は古く、母性保護に係る専門化会合で見直しが行われています。母性保護に係る専門化会合報告書（平成 23 年 12 月）の概要の有害物の発散する場所における業務についての抜粋を下記に示しました。

### 母性保護規定：有害物の発散する場所における業務

母性保護規定の対象とする有害物は、現行の女性労働基準規則の対象である 9 物質又は労働安全衛生法令に基づく局所排気装置等の設置、作業環境測定の実施等が義務付けられ、管理濃度が設定されている 87 物質のうち、厚生労働省の GHS 分類により生殖毒性又は生殖細胞変異原性が区分 1 又は授乳影響ありに該当する 25 物質とすることが適当である。

気中の有害物濃度の上限値、測定・評価方法はそれぞれ労働安全衛生法令の管理濃度、作業環境測定・評価方法とすることが適当である。

以上の結果、対象物質を取り扱う作業場であって、作業環境測定の結果、気中濃度の平均が規制濃度を超えることが明らかになった作業場及び対象物質で汚染されたタンク内等においては、全ての女性労働者は、呼吸用保護具を着用しても就業が禁止される。

母性保護に係る専門家会合の提言に基づき女性則が改正されています。（平成 26 年 11 月 1 日施行）

## kes サポート

課 題	kes サポート
作業環境の管理状況の調査	作業環境測定
作業環境への有害物質の発散抑制	局所排気装置等の定期自主検査 排・換気装置の改善・設置
有害物質等ばく露状況の調査	個人ばく露モニタリング、生物学的モニタリング
衛生診断、リスクアセスメント	作業環境測定、健康診断等に基づく衛生診断、リスクアセスメントの実施と教育
衛生意識の向上	労働衛生教育

株式会社 近畿エフサイエンス

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270  
 中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666